○外務省告示第五百十一号

平成十年九月十四日にポール・ト・ブランスで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がハイティ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　四億円

3　贈与の使用期限　平成十一年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　迫久展在ハイティ臨時代理大使

ハイティ側　エマニュエル・フリッツ・ロンシャン外務大臣

平成十年十一月十六日

外務大臣　高村　正彦

○外務省告示第五百十二号

平成十年九月十五日にスヴァで、植民地戦争記念病院新小児病棟建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー諸島共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　植民地戦争記念病院新小児病棟建設計画を実施するために必要な

(a)　新小児病棟及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　機材及びその据付けに必要な役務の供与

(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　十四億二百万円

3　贈与の使用期限　平成十一年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　小林二郎在フィジー大使

フィジー諸島側　ベレナンド・ヴニンボンボ外務・貿易大臣

平成十年十一月十六日

外務大臣　高村　正彦

○外務省告示第五百十三号

一　スロヴェニア共和国政府及びクロアチア共和国政府は、明治四十三年九月二十三日にブラッセルで作成された「船舶衝突ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約」及び「海難ニ於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約」を、スロヴェニア共和国については平成三年六月二十五日から、クロアチア共和国については、同年十月八日から承継する旨を、それぞれ、ベルギー王国政府に通告した。

二　平成三年六月二十一日付け外務省告示第三百五十九号及び三百六十号をもって告示した、前記の条約へのルクセンブルク大公国の加入の効力発生日は、「平成三年五月二十二日」の誤りである旨同条約の寄託者であるベルギー王国政府より通報があった。

（平成四年九月二十八日付け、平成五年五月十四日付け及び同年十一月二十九日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成十年十一月十六日

外務大臣　高村　正彦

○外務省告示第五百十四号

一　ドミニカ共和国政府及びボリヴィア共和国政府は、平成九年四月十五日にジュネーヴで作成された「サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書」の批准書を、それぞれ、平成十年六月十一日及び同年七月三十日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、その3の規定に従い、平成十年六月十六日にチリ共和国について、同年七月二十九日にポーランド共和国について、また、同年七月三十一日にアルゼンティン共和国について、それぞれ効力を生じた。

二　チリ共和国政府、ポーランド共和国政府及びアルゼンティン共和国政府は、前記の議定書の受諾書を、それぞれ、平成十年六月十六日、同年七月二十九日及び同年七月三十一日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、その3の規定に従い、平成十年六月十六日にチリ共和国について、同年七月二十九日にポーランド共和国について、また、同年七月三十一日にアルゼンティン共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成十年六月二十九日付け及び同年八月七日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成十年十一月十六日

外務大臣　高村　正彦

○外務省告示第五百十五号

ベルギー王国政府は、平成七年十月六日にジュネーヴで作成された「サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書」の批准書を平成十年九月一日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、その3の規定に従い、平成十年九月一日にベルギー王国について効力を生じた。

（平成十年九月八日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成十年十一月十六日

外務大臣　高村　正彦

○大蔵省告示第五百十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十年十一月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十年十一月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一

一　名称及び記号　利付国庫債券（六年）（第二十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で七十五億円

五　払込金額　七十四億九千七百万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成十年十一月二十日

八　募集の価格　額面金額百円につき九十九円九十六銭

九　利率　年〇・七パーセント

十　初期利子　平成十一年五月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十二号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.7}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365}\right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　終期利子　平成十六年十一月二十二日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

$$額面金額 \times \frac{0.7}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{2}{365}\right)$$

十三　償還期限　平成十六年十一月二十二日

ただし、繰り上げて償還することがある。

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六　募集期間　平成十年十月三十日から平成十年十一月十六日まで

十七　払込期日　平成十年十一月二十日

○農林水産省告示第千七百四十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成十年十二月一日から施行する。

平成十年十一月十六日

農林水産大臣　中川　昭一

別表第二の九の項検疫有害動植物欄中「、アオバハゴロモ」を削る。

○農林水産省告示第千七百五十号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第四十七条第一項第二号の規定により、平成十年九月二十一日農林水産省告示第千四百九十五号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第四十七条第一項第二号の規定に基づき農林水産大臣が指定する者を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成十年十一月十六日

農林水産大臣　中川　昭一

「主たる事務所の所在地　東京都千代田区一番町十九」を「主たる事務所の所在地　東京都千代田区麹町一丁目三番地　麹町平岡ビル」に改める。

○通商産業省告示第六百二十一号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の規定に基づき、次のとおり認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、告示する。

平成十年十一月十六日

通商産業大臣　与謝野　馨